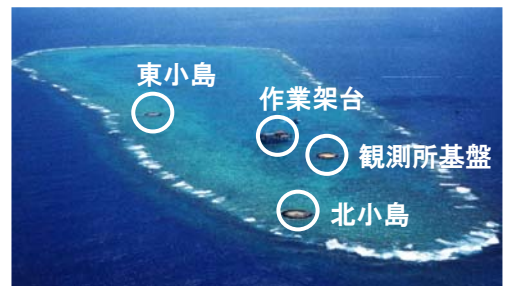


## 2. 沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、周辺海域における我が国の国際法上の権利、すなわち国土面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済水域の権利の基礎となる極めて重要な島であることから、国土保全・利活用の重要性に鑑み、国の直轄管理により十全な措置を講じるとともに、その前提の上に可能な利活用策を検討する。

### 【管理・保全の充実と利活用策の検討】

沖ノ鳥島の適切な維持管理を図るため、護岸コンクリートの損傷について点検やひび割れの補修等を行うとともに、サンゴの増殖等による島の保全対策や利活用策等を検討する。



沖ノ鳥島の全景



コンクリート護岸ひび割れ補修（H11年9月撮影）

## 3. 直轄事業による海岸保全対策の一層の推進

### ○西湘海岸における海岸保全施設整備事業の推進

西湘海岸（延長約6km）は、汀線前面の海底勾配が急であり、高波が来襲しやすい地形となっている。これまでも海岸の侵食が進行していたが、平成19年9月の台風9号によって高波浪が来襲し、大規模な海岸侵食が生じた。早急に海岸保全対策を講じ、さらなる海岸侵食を抑制し、砂浜の回復を図るため、直轄海岸保全施設整備事業により、関係機関と連携して保全対策を実施する。



台風9号で大規模に海岸侵食が進行した西湘海岸